

2017年4月6日

出版労連は「共謀罪」（テロ等準備罪）の創設に反対です！

日本出版労働組合連合会
中央執行委員長 大谷充

出版労連は、言論・出版・表現の自由を押しつぶし、集会・結社の自由を奪う危険性のある「共謀罪」（テロ等準備罪）の創設に反対です。

3月21日に閣議決定・上程され、4月6日に審議が開始された「テロ等準備罪」法案は、“テロ対策”を印象づける名称になっていますが、紛れもなく過去三たび廃案となった共謀罪法案と同質のものです。政府与党は「『テロ等準備罪』は共謀罪と違う。今回の法案は国民の生命と財産を守るためのもの」と言いなし、現代版治安維持法といわれる本質を隠して国民を欺こうとしています。閣議決定直前に「テロリズム集団その他」の文言を同法案に入れ込んだのが政府与党です。「その他」が、労働組合や市民団体など、政権に批判的であると政権側が判断した組織をさしめしていることは明らかです。適用範囲を拡大解釈できる一語をつけ加えたのです。

今法案のポイントは、警察が対象とみなした団体や人物を有罪にできるかどうかは重要ではなく、「犯罪の共謀」を疑い、捜査の対象とすることができるという点です。萎縮効果を狙ったものです。また、憲法の三原則のひとつである「基本的人権の尊重」と、憲法21条に謳われている「言論・出版・表現の自由」「集会・結社の自由」を否定し、「戦争する国」にするための悪法のひとつといえます。

出版労連として看過できないのが、教育現場での教育勅語の教材活用を否定しないとした閣議決定の問題です。心の中に入り込み、危急の大事には一身を捧げて皇室国家のために尽くせ、という内容をもつ教育勅語は憲法違反の疑いがあります。これも、特定秘密保護法、安保法、盗聴法の拡大などと軌を一にした、平和と民主主義、表現の自由、内心の自由を押しつぶす動きであり、それと呼応するように憲法改正を視野に入れた「共謀罪」創設の企みがあると考えます。

出版の自由、表現の自由が保障されてこそ育つ正当な批判精神が、真の民主主義を育て機能させていくことを私たちは知っています。暗黒の時代は、国民世論・意識を上から統制することでつくられるといえます。その先端は言論封じから切り開かれます。75年前の横浜事件（出版記念の宴会を“謀議”とされた言論弾圧事件）は、今を生きる出版人が歴史から学ぶ大事な教訓です。

「共謀罪」の創設は、二人以上による話し合いだけでなく、一人ひとりの思想・信条を取り締まる力を権力がもつことを意味します。警察による捜査や取締りのために、盗聴の拡大や市民監視の強化など、市民の自由な活動が大きく制限されます。

私たちの生業である出版活動は、市民の市民による市民のための表現の自由を基礎として成り立っていますし、それが法によって制限され侵害されてはなりません。

すべての人々の知る権利に応えるためにも、表現と出版の自由、そして平和と民主主義を求める課題に取り組む労働組合運動に制限を加えられる危険性をはらんでいる「共謀罪」の創設を許すことはできません。

出版労連は、「共謀罪」（テロ等準備罪）創設反対の意志をもつすべての人々とこれからも手をつなぎ行動します。

以上